

令和6年5月1日からの変更点

情報・通信支援用具の給付対象者の変更

要件等	基準単価
【対象者】 視覚障害1・2級の者（児）（原則として学齢児以上） 【性能】 障害者がパソコンを使用するために必要な画面音声化ソフト	100,000 円
【対象者】 上肢障害1・2級の者（児）（原則として学齢児以上） 【性能】 障害者がパソコンを使用するために必要な入力サポート機器等の周辺機器で、容易に使用し得るもの	100,000 円

視覚障害者用レコーダーの基準単価の変更

要件等	基準単価
再生専用機	48,000 円

視覚障害者用音声血圧計の基準単価の変更

要件等	基準単価
視覚障害で1・2級の者（児）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10,000 円

点字タイプライターの給付対象者の変更

要件等	基準単価
視覚障害で1・2級の者（児）	63,100 円

点字ディスプレイの給付対象者の変更

要件等	基準単価
視覚障害で1・2級であって、必要と認められる者（児）（学齢児以上）	383,500 円

聴覚障害者用通信装置（ファックス）の基準単価の変更

要件等	基準単価
聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児）（原則として学齢児以上）	35,000 円

聴覚障害者用屋内信号装置の基準単価の変更

要件等	基準単価
音・音声等で視覚、触覚等で知覚できるもの	87,400 円 (個別の 指定なし)

便器（ポータブルトイレ）の基準単価の変更

要件等	基準単価
下肢又は体幹機能障害で1・2級の者(児) (原則として学齢児以上)	便器のみ 20,000 円 手すり付き 40,000 円

特殊便器の対象商品の変更

要件等	基準単価
温水洗浄機能、温風乾燥機能を有するポータブルトイレであること。	151,200 円

特殊マットの新設

(特殊マットと防水シートを分けて特殊マットの価格を変更しました。)

要件等	基準単価
<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害で1級の者（常時介護を要する者） ・ 下肢又は体幹機能障害で1・2級の児童（原則として3歳以上） <p>【性能】</p> <p>褥瘡（床ずれ）を防止できる機能を有するもの</p> <p>【耐用年数】</p> <p>5年</p>	90,000 円

移動用リフトの基準単価の変更

要件等	基準単価
下肢又は体幹機能障害で1・2級の者(児)(原則として3歳以上)	250,000 円

居宅生活動作補助用具の給付対象者の変更

要件等	基準単価
下肢、体幹機能障害者(児)又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の者(児)(原則として学齢児以上)	200,000 円

収尿器の給付対象者の変更

要件等	基準単価
ぼうこう機能障害の者(児)	変更なし
下肢又は体幹機能障害で、排尿障害により必要とする者(児)(要意見書)	

ストーマ装具(消化器系・尿路系)の給付対象者の変更

要件等	基準単価
ぼうこう又は直腸機能障害で人工ぼうこう又は人工肛門を造設した者(児)	消化器系
小腸機能障害で人工肛門を造設した者(児)	8,585 円/月
	尿路系
	11,639 円/月

電磁調理器の基準単価の変更

要件等	基準単価
・視覚障害で1・2級の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	17,000 円
・重度の知的障害者・1級の精神障害者	

頭部保護帽の給付対象者の変更

要件等	基準単価
重度の知的障害者(児)及び精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	12,160 円
下肢又は体幹機能障害者(児)で頻繁に転倒する者	

削除する種目(下記5種)

- ・浴槽
- ・湯沸器
- ・訓練イス
- ・火災警報器
- ・自動消火器